

令和6年2月の相談件数

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
苦情	63	70	59	49	62	51	48	63	52	74	68		659
問い合わせ	7	3	6	5	5	4	5	4	3	4	4		50
要望	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0		1
計	70	73	65	54	67	56	53	67	55	78	72	0	710
(前年度計)	(71)	(53)	(66)	(69)	(66)	(69)	(75)	(63)	(58)	(63)	(58)	(80)	(791)

多重債務相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談件数	8	4	7	2	2	4	4	4	2	4	3		44
(前年度)	(3)	(3)	(6)	(6)	(6)	(3)	(5)	(2)	(5)	(2)	(0)	(4)	(45)

年代別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
20歳未満	1	2	0	1	1	1	1	2	0	2	0		11
20歳代	11	5	8	2	4	8	6	2	6	7	4		63
30歳代	7	4	7	8	5	3	9	6	5	7	6		67
40歳代	10	11	11	7	11	6	7	7	4	6	9		89
50歳代	9	14	8	8	15	9	8	6	6	15	11		109
60歳代	12	8	6	7	11	15	8	11	9	18	14		119
70歳以上	12	21	19	17	13	12	9	27	19	14	21		184
その他・不明	8	8	6	4	7	2	5	6	6	9	7		68
計	70	73	65	54	67	56	53	67	55	78	72	0	710

今月の相談事例

2日前、消防署から委託されたと説明する業者が自宅を訪れた。自宅にある古い消火器は、使用期限が切れているので新しい消火器を購入すれば古い消火器を安価で引き取ると説明された。消防署から委託されていると言うので信用できる業者と思い込み契約をしてしまった。よく考えると新しい消火器は2万円と高額でおかしいと気が付いた。契約書をよく読むとクーリングオフについての記載がある。

センターからのアドバイス

訪問販売に該当するので契約書を受け取った日から8日間はクーリングオフが可能です。クーリングオフをするにはクーリングオフの通知(ハガキ)を郵送するかメールを送信します。ハガキを郵送する場合は、控え用のコピー(両面)をとってから簡易書留で郵送しましょう。メールの場合は、削除せず保存しておきましょう。今回のように、消防署から委託されたなどと公的機関と関係があるような嘘の説明で訪問されることがあります。すぐに信用せず、まずは消費生活センターにご相談ください。